

第6回「人間重視の道路創造研究会」 議事要旨

日 時 : 平成21年2月2日(月) 14:00~16:00

場 所 : 国土交通省(中央合同庁舎3号館) 4階特別会議室

出席者 : 磯部力委員長、太田和博委員、小幡純子委員、屋井鉄雄委員、米田秀男委員

<議事要旨>

1. 前回研究会の議事要旨について

前回議事要旨について、事務局より報告があった。

2. 主な議論内容

- ・地価に基づき算定された占用料は平均値であり、個々の占用者によって実際に受ける利益と乖離している場合があることから、営利目的の占用については高い額を徴収するなど少し幅を持たせて算定する方法を考えた方が良いのではないかと。
- ・道路空間を柔軟に活用するとしても、占用物件の公共性についての判断基準を一律に示すのは難しいのではないかと。従って、公共性の有無について道路管理者が判断する際のルールを構築するのではなく、ローカルルールを設定した方が良いのではないかと。
- ・道路空間の効率的な利用と公共性の確保の微妙なバランスを社会通念でとることになるが、ローカルルールに全て委ねるということに加え、道路はどこでも道路としての機能はもっているので一般的な共通ルール(原則)は引き続き存在するという事は認識しておくべき。
- ・まちづくりの観点からNGO等が占用許可を得て広告を設け、その収入を公益的な活動に用いる場合にも公共性があると考えられることができるか、議論が必要ではないかと。
- ・そのような活動について公共性を認めて占用料を減免することができるかについても議論があるのではないかと。
- ・レンタサイクルなどを占用物件として公共性を認めていく方向性は現実的であるので理解できる。
- ・道路の機能をこれまでの通行だけから景観・防災まで範囲を拡大することは必ずしも規制強化ではなく、社会的規則を適切に運用するというふうに整理すべきではないかと。

- ・不法占用物件については、地元警察署と協力して撤去をすることが実務上は必要な場合が多いが、特に問題ないものについて道路管理者が簡易に撤去できるようにするのは望ましいのではないか。
- ・道路を柔軟に有効活用してもらうことと、防災機能を高めることは相反することもあるため、その道路にどういった機能を求めるかを道路管理者や市町村が選択する必要があるが、道路利用が多目的になった場合には、現在の道路法だけでは対処できず、その町の計画とも整合させる必要があるのではないか。
- ・電線類の地中化については、路線を決めて占用料を上げるのであれば、道路管理者としての努力が求められるのではないか。
- ・道路空間は今までも交通だけではなく色々な用途に用いられており、本来機能を交通だけに狭める必要はない。義務占用物件など占用の形態によっては道路本来の機能と位置付けられるものもあり、道路法の目的を広げればいくつかの種類の占用は目的内使用に位置付けられるのではないか。
- ・現行の特許という考え方を維持するのであれば、無許可で使える一般使用と特別使用である占用許可との間に確認的な手続きとしての許可という新しい枠組みを加える方が適切なのではないか。
- ・道路空間の有効活用というのは、それ自体かなり公共性が高いとも考えられ、ある程度自由化し、結果として営利的なものを道路上に認めても良いのではないか。
- ・道路の上空に私権を設定して利用する場合、その利用が公共的か非営利か区別しにくい上に、構造物を造って長期に利用する間に利用形態が変わることもあるので、所有権のような排他的で未来永劫存続するような権利ではなく、50年程度の借地権のような形式にした方が良いのではないか。